

# (様式第2号) 補助対象経費内訳書の作成方法等について

## 1 「補助対象経費内訳書」の作成方法

### (1) 消費税課税区分

申請者の現在の消費税課税区分として、「課税事業者」、「簡易課税事業者」、「免税事業者」から選択してください。

### (2) 事業内容

申請者の事業内容として、主たる業種（飲食業や建設業など）や取扱品目や取扱サービス等を入力してください。

### (3) 補助対象経費に係る町内店舗等（店舗、事務所、工場等）の名称、所在地

電気料金を使用している町内の施設名称又は設備名称、所在地（大字・地番）を入力してください。

### (4) 電気料金

直接、エクセルシート<内訳書 4 電気料金（補助率：25/125）>に入力せず、別シート<（添付）控除額計算書>に電気料金回線ごとの領収額等を入力してください。

※<（添付）控除額計算書>に入力すると、内訳書に自動転記されます。

※<（添付）控除額計算書>の作成方法は、裏面をご覧ください。

### (5) 燃料代

直接、エクセルシート<内訳書 5 燃料代（補助率：20/120）>に入力せず、別シート<（添付）控除額計算書>に燃料代の領収書ごとの領収額等を入力してください。

なお、燃料代の入力区分は、消費税が課税されるレギュラー、ハイオクガソリン、軽油等の「課税取引分」、消費税が課税されない軽油税等の「不課税取引分、日割計算が必要な③プロパンガス代の3つに区分して入力してください。

※<（添付）控除額計算書>に入力すると、内訳書に自動転記されます。

※<（添付）控除額計算書>の作成方法は、裏面をご覧ください。

### (6) 集計

エクセルシート<（添付）控除額計算書>に入力すると、補助対象経費合計額や交付申請額が自動計算されますので、消費税課税区分に応じて、補助対象経費合計額や交付申請額を確認し、交付申請書に交付申請額を転記してください。

### (7) 「控除額計算書」の添付

交付申請書類の提出する際には、その他町長が必要と認める書類として、作成した「控除額計算書」も添付してください。

### (8) 印刷上の注意

「(様式第2号) 補助対象経費内訳書」及び「控除額計算書」は、エクセルファイルのため、印刷範囲が変動する場合がありますので、印刷時には、プレビュー等で事前確認のうえ、計算表の途中で改ページにならないようご注意ください。

## 2 「(添付)控除額計算書」の作成方法

### (1) 入力区分について

エクセルシート<(添付)控除額計算書>には、次の入力区分に応じて領収情報等を入力してください。

- ①電気料金
- ②燃料代 (1) 課税取引分 (レギュラー、ハイオクガソリン、軽油等)
- ③燃料代 (2) 不課税取引分 (消費税が課税されない軽油税等)
- ④燃料代 (3) プロパンガス代 (日割計算が必要なもの)

### (2) 領収情報について

領収書ごとに「支払先」、「摘要」、「領収日」、「領収額」を入力してください。

- ・「支払先」欄には、領収書の発行者の名称を入力してください。
- ・「摘要」欄には、例えば『電気料金 10 月分 (店舗)』のように、『経費種別・何月分・(使用場所)』を入力してください。
- ・「領収日」欄には、領収日を入力してください。
- ・「領収額」欄には、消費税を含んだ税込の領収額を入力してください。

### (3) 対象外経費控除について

本補助金の補助対象経費は、町内店舗等に係る事業用の「電気料金」や「燃料代」に限定しています。このため、町外店舗分の経費やオイル交換代などは、補助対象外となり、各領収書に補助対象外の経費が含まれている場合は、「対象外経費控除・対象外経費 (税抜)」欄に、補助対象外の経費の税抜の合計額を入力して補助対象経費から控除してください。

なお、領収額に補助対象外の経費が含まれていない場合は、「対象外経費控除・対象外経費 (税抜)」欄への入力は不要です。

### (4) 日割経費控除について

本補助金では、令和4年10月1日から令和5年3月31日までの補助対象期間内に使用した「電気料金」や「プロパンガス代」、購入した「ガソリン代等」を補助対象経費としています。このうち、「電気料金」や「プロパンガス代」で検針日が月末でない場合は、令和4年10月請求分に9月使用分と10月使用分が、令和5年4月請求分に3月使用分と4月使用分が混在することになります。

これに該当する場合は、「日割経費控除・利用日数」欄には、10月請求分や4月請求分の利用日数 (中国電力の例では“料金算定期間”の日数) を入力し、「日割経費控除・控除日数」には、補助対象外の期間 (10月請求分なら9月使用分の日数、4月請求分なら4月使用分の日数) を入力して補助対象経費から控除してください。

なお、検針日が月末の場合や、補助対象外の期間が混在しない11月請求分から3月請求分までの期間については、日割計算が不要ですので、「日割経費控除・利用日数・控除日数」欄への入力も不要です。

### (5) 家事関連費控除について

本補助金では、店舗兼住宅の電気料金の住宅使用分や自家用車のガソリン代の私的使用分などは事業用経費に当たらない「家事関連費」として補助対象外となります。

領収額に「家事関連費」を含む場合は、「家事関連費控除・家事按分率」に確定申告で用いる家事按分率を入力して補助対象経費から控除してください。

なお、領収額に「家事関連費」が含まれていない場合は、「家事関連費控除・家事按分率」欄への入力も不要です。